

中間報告

平成 24 年 4 月 27 日

税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム

〈はじめに〉

税と社会保険料を徴収する体制については、平成 24 年 2 月 17 日に閣議決定された社会保障・税一体改革大綱において、「歳入庁の創設による、税と社会保険料を徴収する体制の構築について直ちに本格的な作業に着手する」とされた。これを受け、社会保障・税一体改革関係 5 大臣会合の下に本「税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム」が設けられ、2 月下旬以降、検討作業を行ってきた（開催実績については【別紙 1】参照）。本中間報告はこれまでの作業チームにおける議論を整理したものである。

1. 税と社会保険料の徴収体制の現状

作業チームでは、税（国税、地方税）及び社会保険料（年金、医療保険、介護保険、労働保険）の徴収の現状と課題についてヒアリングを行った。その結果に基づき、税と社会保険料の徴収体制の現状を整理すると【別紙 2-1】のとおりであり、そのポイントは以下のとおりである。

（1）各制度の執行機関

各制度の執行機関については、給付と負担が連動するか否かという税と保険料の性格の違いや、課税主体・保険者の違いなどを背景に、制度ごとに異なっている。

国税及び労働保険は国の機関が執行しており、その職員は国家公務員である。

地方税、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険は地方自治体あるいはその広域連合等が執行しており、その職員は地方公務員である。そして、地方自治体の中でも地方税と社会保険では担当部局が異なっている。

年金（及び協会管掌健康保険の適用・徴収）は、日本年金機構という公法人が執行しており、その職員は非公務員である。

このほか、健康保険組合や協会けんぽといった執行機関も存在する。

（2）システム

各執行機関の保有するシステムについては、執行機関ごとに独立した個別のシステムとなっており、地方自治体においても各地方自治体ごとに独自に運営されている。

(3) 収納率、納付義務者及び納付方法

収納率は、税及び厚生年金、医療保険、介護保険、労働保険については、概ね 9 割を超えるかなり高い収納率となっている。他方、国民年金（保険料は定額で低所得者からも原則徴収）は、66.8%と低い納付率にとどまっている。

また、これらの収納率の内訳をみると、納付方法によって収納率が異なっている。すなわち、源泉徴収や特別徴収など、事業者（源泉徴収義務者、特別徴収義務者）を通じた納付方法による徴収については、100%近い収納率となっている一方、個人からの直接納付については、口座振替と自主納付では収納率に大きな差がある（【別紙 2 - 1】参照）。

(4) 適用事業所数

厚生年金、労働保険については、収納率はともに約 98%と高いものの、収納率には表れない未適用の問題がある。執行機関が把握している未適用事業所数は、厚生年金が約 11 万事業所、労働保険が約 10 万事業所となっている。

(5) 個人の所得情報の把握

個人の所得情報の把握方法や把握対象についても各制度間で違いがみられ、各執行機関が保有する情報量にも差がある。ただし、各執行機関の間で、必要に応じて情報交換・情報共有が行われている。

収納率の低い国民年金の第 1 号被保険者は、個人事業主、無職、臨時・パート、その他家族従業者などが含まれるが、国税庁の推計では、国税庁が確定申告等により所得情報を把握しているのはそのうち約 8 分の 1 程度に過ぎない。これに対し、市町村はより多くの被保険者の所得情報を把握しているものの、住民税の課税最低限以下の被保険者などの低所得者層の中には、所得情報を把握していない者が存在する。なお、納付率の向上のためには、免除対象者の所得を確認した上で適正に免除等を行う必要があり、免除対象となる低所得者層等について所得情報のより正確な把握が有効であることに留意する必要がある。【別紙 2 - 2】

厚生年金の被保険者については、給与所得者であることから、市町村が全給与所得者の個人の所得情報を把握している。これに対し国税庁では年間給与 500 万円超の給与所得者等についてのみ個人の所得情報を把握している。【別紙 2 - 3】

2. 3つの視点を踏まえた主な論点

作業チームにおける検討に当たっては、以下の3つの視点を踏まえることとされた。

- ①国民年金保険料等の納付率向上につながるか【国民の年金に対する信頼回復の視点】
- ②社会保険行政・税務行政全般の効率性確保に資するか【行政効率化の視点】
- ③今後導入が見込まれるマイナンバー制度、給付付き税額控除、新年金制度等にとって相応しい体制か【新制度への対応の視点】

これら3つの視点を踏まえ、今後検討すべき主な論点を整理すると【別紙3】のとおりであり、論点は多岐にわたっている。このうち総論的な論点は以下のとおりである。

① 国民年金保険料等の納付率向上につながるか【国民の年金に対する信頼回復の視点】

➤ 国民年金保険料等の納付率向上

国民年金保険料等の納付率向上のためには、①免除対象者には納付免除を進めること、②免除対象者でない未納者には強制徴収も含め徴収を強化することが必要と考えられる。これまでの工夫・努力に加えてどのような対応が必要か、保険料を納付するインセンティブを高める方策も含め、多角的に検討する必要がある。

➤ 厚生年金・労働保険の未適用事業所の把握

厚生年金・労働保険については、適用事業所における収納率は高いが、未適用事業所が存在しており、その把握、適用促進が必要である。年金機構は、これまで労働保険の適用事業所との情報の突合を図ってきたが、今年度末からは法務省の法人登記簿情報を活用して未適用事業所の把握に努めることとしており、さらにどのような対応が必要か、検討する必要がある。

➤ 執行体制の見直し

以上の観点も踏まえ、国民年金保険料等の納付率向上や厚生年金・労働

保険の未適用事業所の把握、適用促進のために、執行体制をどのように見直すか、その目指す機能や背景となる制度も踏まえつつ検討する必要がある。

② 社会保険行政・税務行政全般の効率性確保に資するか【行政効率化の視点】

組織を再編する場合には、人員削減等のコスト削減効果、国民の利便性の向上といったプラスの効果が期待される一方、再編に伴い新たに発生するコストや種々の懸念も存在する。組織再編については、これらのプラスの効果、マイナスの効果を総合的に検討する必要がある。

なお、税・社会保険の各制度のうち、どの制度までを組織再編の対象範囲とするかについては精査が必要である。

また、国と地方自治体との間で業務の移管を行う場合には、まずは、地方分権・地域主権との関係を踏まえ、国と地方の役割分担をどのように整理するかについて慎重な検討が必要である。

③ 今後導入が見込まれる新たな諸制度（マイナンバー制度、給付付き税額控除、新年金制度等）にとってふさわしい体制か【新制度への対応の視点】

マイナンバー制度の導入により情報共有が更に進むことを踏まえ、これにふさわしく、統合的な体制について検討する必要がある。

給付付き税額控除、新しい年金制度にとってふさわしく、統合的な執行体制の検討に当たっては、別途の場で検討される各制度の制度設計を踏まえる必要がある。

3. 今後の検討に当たっての5原則

上記のように、検討すべき論点は多岐にわたるが、今後、税と社会保険料の徴収体制について議論を深めていく上においては、国民の理解や信頼を得られるような徴収体制の構築に向け、一定の方向性を持って議論していくことが重要である。このため、本作業チームにおける議論を踏まえ、今後の検討の方向性を以下の「今後の検討に当たっての5原則」にまとめた。今後の検討に当たっては、この5原則を一つの基準、指針として議論を深めていくこととする。

【原則1】 機能・制度と組織の一体的検討

組織の再編を考える場合には、単に組織の分離・統合の在り方を考えるのではなく、組織再編の目的・必要性を明確にした上で、組織の機能や組織の背景にある制度と一体的に検討する。すなわち、再編後の組織はどのような機能を果たすべきか、組織の背景にある制度はどうあるべきかについて検討し、その機能・制度にふさわしい組織を検討する。

【原則2】 納付率向上等に向けた取り組みの強化

社会保障と税の一体改革を進めている中において、国民年金保険料の納付率向上等は大きな課題であり、国民の年金に対する信頼を回復する観点からも全力を挙げて取り組まなければならない。このため、納付率向上等に向けた対策を多角的に検討し、体制整備も含め、取り組みを強化する。

【原則3】 行政の肥大化の回避

税と社会保険料の納付率向上等は重要な課題であるが、そのために行政が肥大化することは回避しなければならない。今後の検討に当たっては、行政改革の方向に沿って、公務員人件費やシステム関係経費等の行政コストが増加しないよう最大限配慮する。

【原則4】 国民の視点に立った検討

国民から信頼される執行体制となるよう、徴収率をはじめ現在の行政効率を低下させることなく、さらに幅広い観点から国民の利便性向上を図るなど、国民の視点に立った検討を行う。

【原則5】 情報共有・連携の強化

税と社会保険料の徴収においては、所得情報をはじめとする情報の把握が重要であり、今後マイナンバー制度を活用しつつ、各執行機関間の情報

の共有・連携をさらに強化する。また、給付付き税額控除や新年金制度の導入を見据えると、今後情報収集が強化され、情報共有・連携の重要性がさらに高まると考えられることから、それを前提に執行体制を検討する。

4. 徴収体制のイメージ

当作業チームでは、税と社会保険料の徴収体制について、今後具体的な検討を進めるため、徴収体制のイメージとして以下の3つの類型を示すこととした。各類型の主な検討課題は【別紙4】のとおりである。

なお、税・社会保険の各制度のうち、どの制度までを統合等の対象範囲とするかについては精査が必要であり、今後の検討課題である。

また、「主な検討課題」に示したように、今後検討すべき課題は多岐にわたっており、今回示した類型は作業チームとして特定の類型にすべきと結論付けるものではなく、今後議論を深めていくための出発点となるものである。

【類型1】 徴収業務統合型

税・保険料の徴収を一元化することで、徴収に関する各執行機関の情報・ノウハウを最大限活用する。

【類型2】 全業務統合型

給付業務を含めた全業務を統合することにより、できる限りのコスト削減を目指す。また、給付申請等の行政サービスのワンストップ化により国民の利便性を向上させる。

【類型3】 連携強化型

各執行機関間の連携を強化することで、既存の組織を再編することに伴う新たなコストを発生させずに、税・保険料の徴収を効率化する。併せて国民の利便性を向上させる。

<おわりに>

以上のように、今回の中間報告では、検討に当たった3つの視点を踏まえた主な論点を整理するとともに、今後の検討の方向性として、「検討に当たった5原則」を取りまとめた。また、今後議論を深めていくための出発点とする観点から、徴収体制のイメージとして3つの類型を主なねらいや検討課題とともに示した。

今後は、海外における徴収体制について、その背景にある制度も含め比較検討するとともに、各執行の現場や関係団体等からのヒアリングを行うことも検討していきたい。そして、今回示した徴収体制のイメージ3類型について、「検討に当たった5原則」に基づき、それぞれのメリット・デメリットの検討を進め、国民の視点に立った徴収体制のあり方を検討していく予定である。

税と社会保険料を徴収する体制の構築についての作業チーム
開催実績

<u>2月24日（金）</u>	第1回 キックオフ ・ヒアリング・海外調査について ・作業チームの運営について
<u>3月2日（金）</u>	第2回 関係省庁ヒアリング① ・国税の徴収の現状と課題（財務省（国税庁））
<u>3月12日（月）</u>	第3回 関係省庁ヒアリング② ・社会保険料の徴収の現状と課題①（厚生労働省） -年金保険 -健康保険 （協会管掌健康保険・組合管掌健康保険）
<u>3月23日（金）</u>	第4回 関係省庁ヒアリング③ ・社会保険料の徴収の現状と課題②（厚生労働省） -国民健康保険 -後期高齢者医療 -介護保険
<u>3月29日（木）</u>	第5回 関係省庁ヒアリング④ ・地方税の徴収の現状と課題（総務省） ・社会保険料の徴収の現状と課題③（厚生労働省） -労働保険
<u>4月5日（木）</u>	第6回 関係省庁ヒアリング⑤ ・社会保障・税番号制度（内閣官房ほか） ・みんなの党試算（厚生労働省）
<u>4月12日（木）</u>	第7回 中間報告に向けた議論①
<u>4月18日（水）</u>	第8回 中間報告に向けた議論②
<u>4月20日（金）</u>	第9回 中間報告に向けた議論③
<u>4月24日（火）</u>	第10回 中間報告取りまとめ

税・社会保険の執行体制の比較

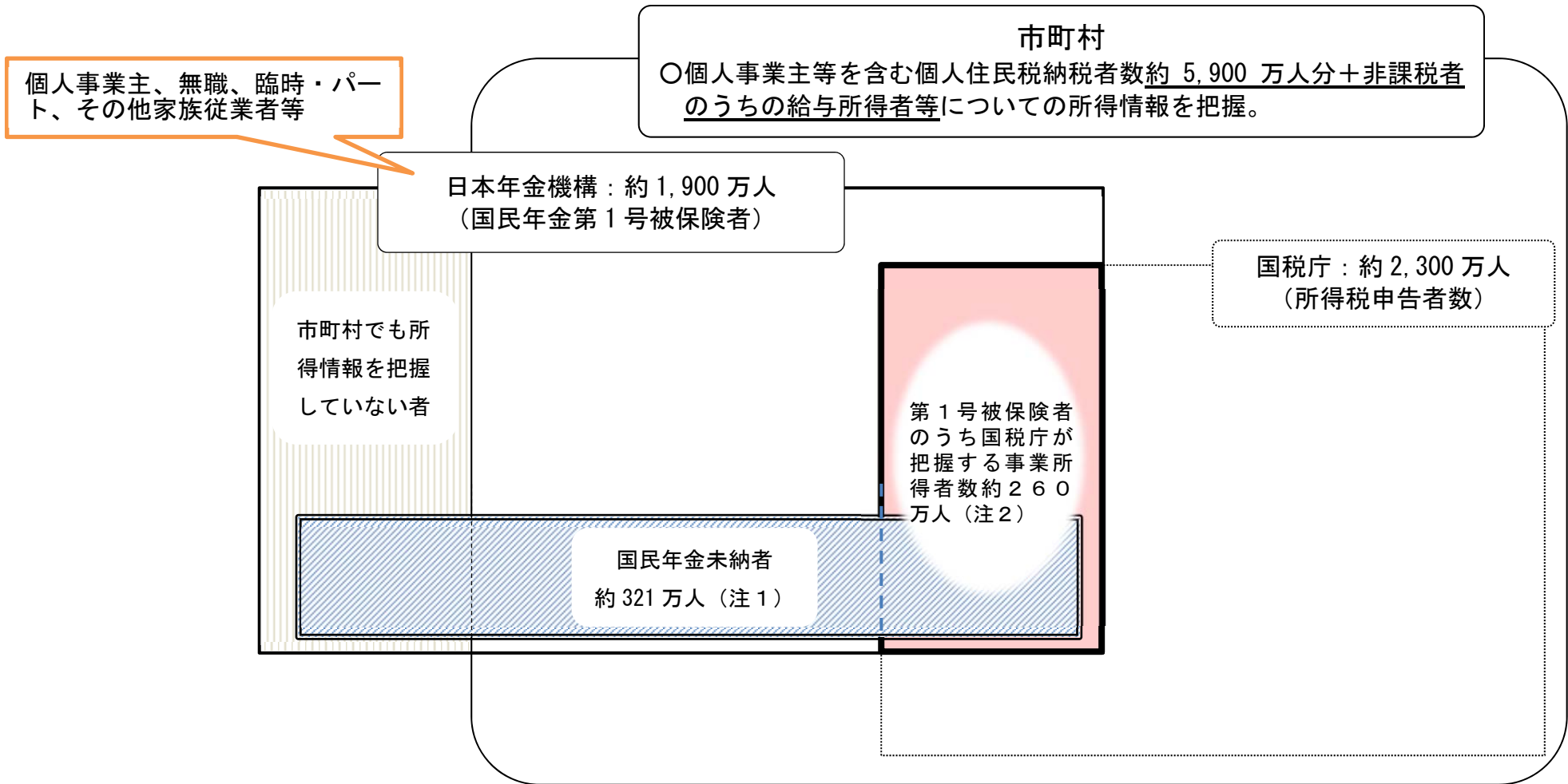
未定稿

	税		年金		健康保険			後期高齢者医療	介護保険	労働保険	
	国税	地方税	国民年金 (第1号被保険者)	厚生年金保険	協会管掌	組管掌	国民健康保険			労災保険	雇用保険
○被保険者数・納税者数等	約 2,300 万人 (確定申告者)	約 5,900 万人 (個人住民税均等割納税者)	約 1,900 万人	約 3,400 万人	約 1,900 万人	約 1,500 万人	約 3,600 万人	約 1,400 万人	約 7,100 万人	約 5,200 万人	約 3,800 万人
○執行機関(地方局等の数)	国税庁 1 国税局等 12 税務署 524	県 47 市区町村 1742	※平成14年まで市区町村で収納。	日本年金機構 1 ブロック本部 9 事務センター 47 年金事務所 312 約 16,000 人	※日本年金機構は非公務員型の公法人。	健康保険組合 1458	市区町村 1723	後期高齢者医療広域連合 47 市区町村 1742	市区町村 1631	都道府県労働局 47 労働基準監督署 325 公共職業安定所 545	
職員総数(市町村は担当部局の職員)	約 56,000 人	約 74,000 人				※未把握	※未把握	後期高齢者広域連合 約 1,300 人 ※市区町村職員数については未把握	※未把握	約 22,000 人	
適用(調査)部門	約 30,000 人	約 40,000 人		約 4,000 人(推計)				約 150 人		都道府県労働局等(約 500 人)	
徴収部門	約 5,000 人	約 26,000 人		約 2,400 人(推計)				(徴収業務は市区町村のみ)		都道府県労働局(約 200 人)	
給付部門	-	-		約 4,500 人(推計)	協会けんぽ 1 支部 47 約 2,000 人			約 350 人		都道府県労働局・労働基準監督署(約 2,200 人)	都道府県労働局・公共職業安定所(約 3,200 人)
○システム(適用・徴収)	国税総合管理システム	県・市区町村ごとに独自に運営	社会保険オンラインシステム			健康保険組合ごとに独自に運営	市区町村ごとに独自に運営	後期高齢者医療広域連合ごと(徴収は市区町村ごと)に独自に運営	市区町村ごとに独自に運営	労働保険適用徴収システム	
○システム(給付)	-	-			健康保険業務システム					労災行政情報管理システム	ハローワークシステム
○収納額	約 42 兆円	約 35 兆円	約 1.7 兆円	約 23 兆円	約 7.2 兆円	約 6.1 兆円	約 3.0 兆円	約 0.9 兆円	約 3.3 兆円	約 0.8 兆円	約 2.3 兆円
○収納率	99.4%	98.3%	66.8%	97.8%	96.3%	99.9%	88.6% うち 特別徴収 99.9% 普通徴収 87.9% (口座振替 95.1%) 自主納付 63.9%	99.1% うち 特別徴収 100% 普通徴収 97.7%	・ 98.3%(65 歳以上の者) ・ 100%(40~64 歳被保険者)	97.5%	
○納付義務者	個人 源泉徴収義務者 法人	個人 特別徴収義務者 法人	個人	事業者	事業者 個人(退職者等のうち継続加入を希望した者(任意継続被保険者のみ))			個人 特別徴収義務者 【40~64 歳被保険者】医療保険者		事業者	
○納付方法	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ 源泉徴収	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ クレジットカード ・ 特別徴収(源泉徴収)	・ 窓口納付(金融機関、コンビニ) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ・ クレジットカード	・ 窓口納付(金融機関) ・ 口座振替	・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替			・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替 ・ 特別徴収(年金からの引落し) 【40~64 歳被保険者】医療保険者から一括納付		・ 窓口納付(金融機関等) ・ 口座振替 ・ 電子納付 ※中小零細企業は、労働保険事務組合を通じた納付も可能	
○適用事業所数・申告法人数	約 271 万法人	約 274 万法人	-	約 175 万事業所 (未適用約 11 万)	約 162 万事業所	約 11 万事業所		-		約 294 万事業所 (未適用約 10 万)	
○個人の所得情報の把握方法	・ 事業者より給与所得情報入手。 ※年間給与 500 万円超等の給与所得者のみ。 ・ 日本年金機構より年金支払情報入手。 ※支払額 60 万円超の年金受給者のみ ・ 確定申告	・ 事業者より給与所得情報入手。 ※全給与所得者。 ・ 日本年金機構より年金支払情報入手。 ※全年金受給者 ・ 税務署より確定申告の写しを入手。 ・ 住民税申告 ※住基情報も活用し、より正確な所得情報を把握。	-	・ 事業者より給与所得情報入手。 ※定額であるため、個人の所得情報の把握は不要。ただし、所得基準により免除する場合には、本人の同意を得て、市区町村の担当部局が地方税部局より入手。				・ 市区町村の担当部局が同市区町村の地方税部局より情報入手。		- ※事業主が、1 年間に当該事業所の労働者に支払った賃金総額が保険料の算定ベースとなるため、個人ごとの所得情報の把握は不要。	

※1 原則、平成 22 年度の数値を使用(国民年金の収納率は平成 20 年度最終納付率。国民健康保険(収納率を除く)、介護保険の数値は平成 21 年度)。厚生年金保険、健康保険(協会管掌・組管掌)、労働保険の収納率は過年度分を含む。
 ※2 比較の便宜から、船員保険、国民健康保険組合を除いている。
 ※3 国民健康保険・介護保険の執行機関については、一部広域連合等で運営している保険者があるため、市区町村数とは数値が異なる。
 ※4 労働基準監督署では、主に、監督・安全衛生・労災給付、公共職業安定所では主に職業紹介・失業等給付の業務を行っている。(一部の労働基準監督署又は公共職業安定所で行っている適用業務は、順次、都道府県労働局へ集約中。)

国民年金第 1 号被保険者と国税庁・市町村が把握する所得情報の関係

未定稿



(注 1) 過去 24 か月の保険料が未納となっている者の数 (平成 22 年度)。

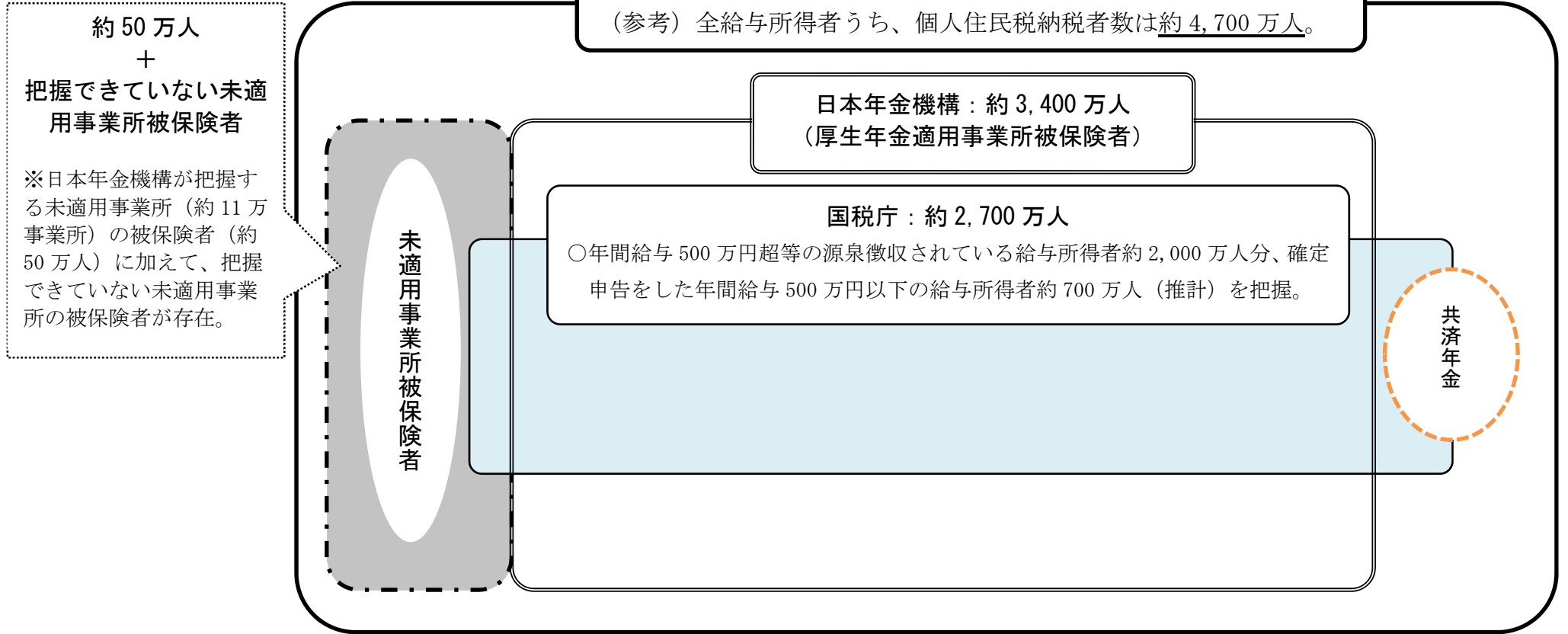
(注 2) 国民年金第 1 号被保険者のうち、国税庁が継続的に所得を把握しているのは、確定申告をしている事業所得者約 260 万人 (推計、平成 20 年度) で、約 8 分の 1 程度。

(注 3) 市町村民税は賦課方式を採用し、各種所得に係る申告情報を国税庁より取得するとともに、住民税申告書等の独自の情報・調査に基づき個人の所得を把握。

(注 4) 国民年金保険料 (現年度分) の収納事務は、機関委任事務の廃止に伴い、平成 14 年に国に移管されるまでの間は、市町村が実施。

厚生年金被保険者と国税庁・市町村が把握する給与所得情報の関係

未定稿



(注 1) 総務省の行政評価・監視勧告 (平成 18 年) においては、厚生年金の適用漏れのおそれがある者を約 270 万人と推計している。これを現在の統計情報をあてはめると約 100 万人となる。

(注 2) 国税庁の年間給与 500 万円超等の源泉徴収されている給与所得者数は平成 22 事務年度 (平成 22 年 7 月から平成 23 年 6 月まで) の計数であり、確定申告をした年間給与 500 万以下の給与所得者数は平成 22 年分 (平成 22 年 1 月から平成 22 年 12 月まで) の計数である。

3つの視点を踏まえた主な論点

(1) 国民年金保険料等の納付率向上につながるか【国民の年金に対する信頼回復の視点】

➤ 国民年金保険料等の納付率向上

国民年金保険料等の納付率向上のためには、①免除対象者には納付免除を進めること、②免除対象者でない未納者には強制徴収も含め徴収を強化することが必要と考えられる。これまでの工夫・努力に加えてどのような対応が必要か、保険料を納付するインセンティブを高める方策も含め、多角的に検討する必要がある。

〈免除対象者への対応〉

免除対象者への対応については、免除対象者は概ね把握できている一方で、これまでの取り組みでは納付免除等が十分進んでおらず、今後どのように納付免除等を進めるかが課題である。また、免除対象者の納付免除手続きを進めるためには本人からの申請が必要（申請主義）であるが、申請主義の変更など制度的な対応が必要かどうかについても検討が必要である。

〈免除対象者でない未納者への対応〉

被保険者の将来給付と結びついている保険料の徴収手続を、納付率向上のために強化することについては、税と保険料の性質の違いを踏まえつつ、慎重な検討が必要である。保険料の徴収手続を強化する場合、国税等の徴収ノウハウをどのように有効に活用するかといった執行面の論点に加え、保険料を保険税とするか、保険料にも優先徴収権を付与するかといった制度面の論点についても検討する必要がある。

➤ 厚生年金・労働保険の未適用事業所の把握

厚生年金・労働保険については、適用事業所における収納率は高いが、未適用事業所が存在しており、その把握、適用促進が必要である。年金機構は、これまで労働保険の適用事業所との情報の突合を図ってきたが、今年度末からは法務省の法人登記簿情報を活用して未適用事業所の把握に努めることとしており、さらにどのような対応が必要か、検討する必要がある。

➤ 執行体制の見直し

以上の観点も踏まえ、国民年金保険料等の納付率向上や厚生年金・労働保険の未適用事業所の把握、適用促進のために、執行体制をどのように見直すか、その目指す機能や背景となる制度も踏まえつつ検討する必要がある。

〈過去の経緯を踏まえた執行体制の見直し〉

国民年金の収納事務（現年度分の保険料）は、平成 14 年 4 月に市町村から社会保険庁（当時）に移管されたが、その際、国民年金保険料の納付率が大きく低下した。これについては、地域に根差したネットワークを活用できなくなったことによる影響もあったのではないかとの指摘がある。一方、国（社会保険庁）への移管は、平成 11 年の地方分権一括法において、国が保険者として経営責任を負うことを明確化する等のために行われたものであり、このような過去の経緯を踏まえ、納付率向上の観点からどのような執行体制が適当か検討する必要がある。

なお、平成 10 年に成立した中央省庁等改革基本法において、厚生年金、健康保険（政府が保険者であるもの）、労働保険の徴収事務の一元化を図ることとされ、これまでも法改正等により可能な取組みは実施されてきているが、更にどう考えるかも論点となると考えられる。

（２）社会保険行政・税務行政全般の効率性確保に資するか【行政効率化の視点】

組織を再編する場合には、人員削減等のコスト削減効果、国民の利便性の向上といったプラスの効果が期待される一方、再編に伴い新たに発生するコストや種々の懸念も存在する。組織再編については、これらのプラスの効果、マイナスの効果を総合的に検討する必要がある。

なお、税・社会保険の各制度のうち、どの制度までを組織再編の対象範囲とするかについては精査が必要である。

また、国と地方自治体との間で業務の移管を行う場合には、まずは、地方分権・地域主権との関係を踏まえ、国と地方の役割分担をどのように整理するかについて慎重な検討が必要である。

➤ 組織再編による人員削減等の効果

〈公務員人件費削減との関係〉

組織再編を行う場合、行政改革の観点から人員削減等の効果が期待されるが、人員削減等のコスト削減を図りつつ、行政効率を維持するにはどのような対応が考えられるかについて検討が必要である。一方、国民年金の納付率向上のためには人員増が必要となる場合も考えられるが、未納者の保険料が比較的少額と考えられることにも留意しつつ検討する必要がある。

また、日本年金機構の職員は非公務員であり、組織再編に伴って公務員化とした場合には、公務員人件費削減との関係をどう整理するのが論点となる。

➤ 国民（事業者）の利便性向上

組織再編によって業務を一元化する場合、国民の利便性向上の観点から、業務の一元化の範囲に応じて、行政サービスのワンストップ化を推進することが期待される。しかし、行政サービスのワンストップ化については、税・社会保険の各制度間の調整が必要となることや、ワンストップ化に係るコスト（システムの統合、職員の教育投資コスト等）が必要となること、納付手段の多様化などこれまで利便性向上のために取り組んできたこと等を踏まえた検討が必要である。

また、現在税と保険料では不服審査の仕組みが異なっており、徴収を一元化する場合には、国民の利便性の観点から不服審査の仕組みのあり方も検討課題となる。

一方、組織再編を行わない場合でも、行政効率を維持しつつ、納税者・保険料納付者の事務負担・コストを低減する等、国民の利便性向上をどのように向上することができるか、検討する必要がある。

➤ 組織再編に伴い新たに発生するコスト

〈システム関係経費〉

組織再編を行う場合、再編に伴い新たに発生する費用があることを認識する必要がある。例えば、現状では各執行機関がそれぞれ独立した個別のシステムとなっており、組織再編によりシステム統合等を行うためのコストが発生する。システム関係経費については、初期投資コスト及び運営コストに分けて考える必要があるが、こうした新たに発生するコストのあり方について検討が必要である。

➤ その他

〈職員の専門性〉

税と社会保険の職員の専門性がそれぞれ異なる中で、職員の専門性をどのように確保するか検討が必要である。とくに従来の専門性に即した業務運営を見直し、これまでの専門と異なる業務を職員に行わせる場合、新たな職員教育・研修コストの必要性についてどう考えるか検討が必要である。

〈執行責任の明確性〉

組織再編によって徴収業務と給付業務を切り離す、あるいは適用（課税）業務と徴収業務を切り離す場合には、執行の責任の所在や保険財政の責任主体との関係等をどう整理するか、円滑かつ効果的な業務運営をどう確保するかなどについて検討が必要である。

〈制度官庁・執行官庁の関係〉

組織再編によって制度の企画・立案部門と執行部門両部門の所管官庁が別となった場合、両部門間の連携をどのように確保するか検討が必要である。

また、一つの執行官庁を複数の制度官庁が所管（監督）することをどう考えるかについても検討が必要である。

(3) 今後導入が見込まれる新たな諸制度（マイナンバー制度、給付付き税額控除、新年金制度等）にとってふさわしい体制か【新制度への対応の視点】

マイナンバー制度の導入により情報共有が更に進むことを踏まえ、これにふさわしく、統合的な体制について検討する必要がある。

給付付き税額控除、新しい年金制度にとってふさわしく、統合的な執行体制の検討に当たっては、別途の場で検討される各制度の制度設計を踏まえる必要がある。

➤ **マイナンバー**

〈情報の共有・活用〉

マイナンバー制度の導入により、各執行機関の情報処理が効率化し、情報共有がさらに進むことが期待されるため、情報を共有し、更にそれを各執行機関間で連携して活用する観点から、これにふさわしく、統合的な体制について検討する必要がある。

(注) なお、マイナンバー制度の導入等により所得情報等が充実した場合、それを税と社会保険制度の在り方の検討にどう活用していくかも今後の課題。

〈情報の一元管理と個人情報保護〉

組織を統合する場合、様々な情報も集約されることになるが、一方マイナンバー制度においては、個人情報の保護に大きな配慮がなされている。情報の一元管理については、個人情報保護の観点と統合的なものとなるよう、情報管理上のファイアウォールの在り方も含め検討が必要である。

➤ **給付付き税額控除**

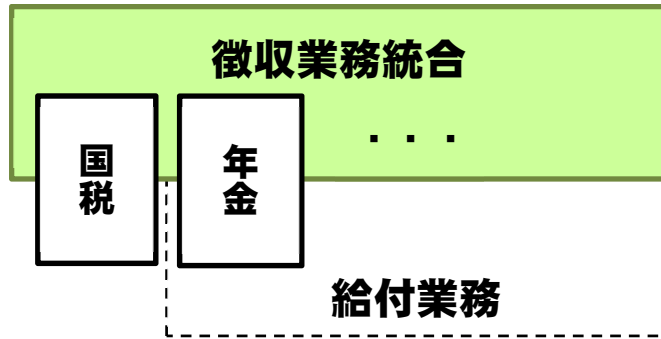
給付付き税額控除にとってふさわしく、統合的な執行体制の検討に当たっては、給付付き税額控除の適正な執行に必要な所得情報、その収集方法、給付事務も含めた執行機関の在り方等、今後の制度設計を踏まえる必要がある。

➤ **新しい年金制度**

新しい年金制度にとってふさわしく、統合的な執行体制の検討に当たっては、新しい年金制度の適正な執行に必要な所得情報、その収集方法、執行機関の在り方等、今後の制度設計を踏まえる必要がある。

下記は、税と社会保険料の徴収体制について、今後具体的な検討を進めるため、3つの類型を示したものである。今後、「今後の検討に当たっての5原則」に基づき、それぞれの類型についてのメリット・デメリットの検討を進め、国民の視点に立った徴収体制の在り方を検討していく。

類型 1 : 徴収業務統合型



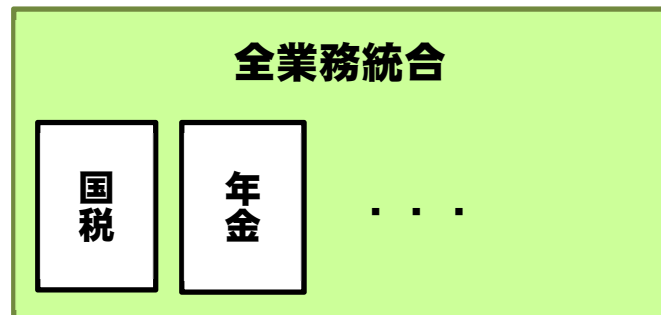
主なねらい

- 税・保険料の徴収を一元化することで、徴収に関する各執行機関の情報・ノウハウを最大限活用。

【主な検討課題】

- イ) 保険料の徴収を強化するに当たって、「税」と「保険料」の性質の違いをどのように考えるか。徴収を一元化する場合、「保険料」を「保険税」とするといった制度対応が必要か。
- ロ) 国民年金保険料の納付率向上等のために、組織再編をどのように活かすか。
- ハ) 人員削減等のコスト削減を図りつつ、行政効率を維持するにはどのような対応が考えられるか。組織の一部分の統合となるが、人員削減等のコスト削減効果をどのように高めることができるか。
- ニ) 非公務員である日本年金機構の職員を公務員化とした場合には、公務員人件費削減との関係についてどう考えるか。
- ホ) システム統合等によるコストをどう考えるか。
- ヘ) 徴収業務と給付業務を切り離すこと、又は、適用（課税）業務と徴収業務を切り離すことについて、執行の責任の所在をどう整理するか。また、切り離した場合、円滑な業務運営をどう確保するか。

類型 2 : 全業務統合型



主なねらい

- 給付業務を含めた全業務を統合（組織を大括り化）することにより、できる限りのコスト削減を目指す。また、給付申請等の行政サービスのワンストップ化により国民の利便性を向上。

【主な検討課題】

- イ) 類型 1（徴収業務統合型）のイ、ロ、ニ、ホの検討課題は、類型 2（全業務統合型）にも共通。
- ロ) 人員削減等のコスト削減を図りつつ、行政効率を維持するにはどのような対応が考えられるか。組織の大括り化によるコスト削減が期待される一方で、大括りした組織の効率的な運営をどのように確保していくか。また、従来の専門性に即した業務運営を見直し、専門と異なる業務を職員に行わせる場合、新たな研修・教育コストの必要性についてどう考えるか。
- ハ) 行政サービスのワンストップ化に伴い、税や社会保険の制度間の調整が必要となることをどう考えるか。

類型 3 : 連携強化型

主なねらい

- 各執行機関の連携を強化することで、既存の組織を再編することに伴う新たなコストを発生させずに、税・保険料の徴収を効率化。併せて国民の利便性を向上。

【主な検討課題】

- イ) 納付率向上等に向けて、これまでの工夫・努力に加えて、更にどのような具体的な対応ができるか。各執行機関の情報・ノウハウをどのように相互に活用し連携を強化するか。情報を統括し、効率的かつ合理的に活用するための体制整備についてどう考えるか。
- ロ) 組織再編に伴う新たなコストが発生しない一方で、人員削減等のコスト削減についてどう考えるか。
- ハ) 組織再編を行わずに、国民の利便性をどのように向上することができるか。

各執行機関間の連携を強化

